



議案第 七 号

議会の議員その他非常勤の職員<sup>の</sup>公務災害補償等に関する条例の一部改定  
について

次のとおり議会の議員その他非常勤の職員<sup>の</sup>公務災害補償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

一 昭和五拾年参月拾九日 原案可決

三朝町議會議長 牧田 禎

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部  
を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年三朝町  
条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「及び第四十六条」を「、第四十六条及び第四十六条の二」に改める。

附則第三条第二項中「次の各号に掲げる額の合計額が」を「各月に支給されるべき額  
の合計額が規則で定める算定方法に従い」に改め、第一号及び第二号を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年十一月一日から適用する。

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

条例附則第三条第二項の規定は、昭和四十九年十一月一日以後に生じた公務上の死亡  
又は通勤による死亡に關して適用し、同日前に生じた公務上の死亡又は通勤による死

此に關しては、なお従前の例による。